

# 公益財団法人豊田市文化振興財団 令和7年3月定時理事会

令和7年3月25日(火) 午後2時  
豊田市民文化会館 多目的ホール

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 題

議案第9号 令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算について

議案第10号 令和7年度公益財団法人豊田市文化振興財団事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

議案第11号 令和7年度公益財団法人豊田市文化振興財団表彰について

議案第12号 公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の一部を改正する規則について

議案第13号 公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則について

議案第14号 公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の一部を改正する規則について

議案第15号 公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の一部を改正する規則について

議案第16号 公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則の一部を改正する規則について

議案第17号 重要な職員の選任及び解任について

### 4 その他

公益財団法人 豊田市文化振興財団 役員

役職名	氏名	所属・役職等
理事長	豊田 彬子	公益財団法人あすて 理事長
副理事長	杉山 基明	元豊田市副市長
専務理事	藤本 聡	公益財団法人豊田市文化振興財団
理事	石崎 正樹	トヨタ自動車株式会社 総務部渉外室 室長
理事	河木 照雄	豊田商工会議所 副会頭
理事	後藤 哲也	豊田市地域振興部長
理事	杉坂 盛雄	ひまわりネットワーク株式会社 常務取締役
理事	竹内 寧	豊田市こども・若者部長
理事	八木 健次	豊田市生涯活躍部長
監事	兼子 浩一	税理士
監事	塚田 良	豊田市総務部副部長

令和6年度 議案第9号

**令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算について**

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、令和6年度予算の補正を行い、適正な執行を図りたいからである。

## 補正予算書（損益ベース）

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

全会計

(単位：円)

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,243,000	0	1,243,000
基本財産受取利息	1,243,000	0	1,243,000
特定資産運用益	1,397,000	0	1,397,000
退職給付引当資産受取利息	1,247,000	0	1,247,000
傷害互助会積立資産受取利息	150,000	0	150,000
受取会費	4,620,000	0	4,620,000
会員受取会費	4,620,000	0	4,620,000
事業収益	116,524,000	26,000	116,550,000
市民文化会館事業収益	14,478,000	26,000	14,504,000
総合野外センター事業収益	15,472,000	0	15,472,000
青少年センター事業収益	402,000	0	402,000
科学体験館事業収益	1,640,000	0	1,640,000
文化事業収益	7,830,000	0	7,830,000
コンサートホール事業収益	67,987,000	0	67,987,000
市民文化会館販売事業収益	1,705,000	0	1,705,000
総合野外センター販売事業収益	22,000	0	22,000
交流館販売事業収益	5,928,000	0	5,928,000
産業文化センター販売事業収益	631,000	0	631,000
青少年センター販売事業収益	241,000	0	241,000
教職員会館販売事業収益	188,000	0	188,000
受取補助金等	1,428,727,000	37,532,000	1,466,259,000
受取人事管理補助金	1,428,727,000	37,532,000	1,466,259,000
事業受託収益	1,159,018,000	17,246,000	1,176,264,000
指定管理等収益	1,149,337,000	17,246,000	1,166,583,000
青少年センター事業受託収益	2,162,000	0	2,162,000
シニアアカデミー受託収益	7,519,000	0	7,519,000
受取助成金	2,200,000	0	2,200,000
受取助成金	2,200,000	0	2,200,000
受取負担金	174,655,000	0	174,655,000
受取市民文化会館事業負担金	424,000	0	424,000
受取総合野外センター事業負担金	780,000	0	780,000
受取青少年センター事業負担金	8,722,000	0	8,722,000
受取文化事業負担金	58,143,000	0	58,143,000
受取コンサートホール事業負担金	106,586,000	0	106,586,000
受取保険金等	4,700,000	0	4,700,000
受取掛金	3,750,000	0	3,750,000
受取保険金	950,000	0	950,000
受取寄付金	1,140,000	0	1,140,000
受取寄付金	140,000	0	140,000
受取寄付金振替額	1,000,000	0	1,000,000

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
雑収益	440,000	0	440,000
受取利息	440,000	0	440,000
經常収益計	2,894,664,000	54,804,000	2,949,468,000
(2) 經常費用			
事業費	2,929,878,000	54,765,000	2,984,643,000
役員報酬	7,545,000	0	7,545,000
給料手当	1,119,370,000	28,396,000	1,147,766,000
法定福利費	201,959,000	0	201,959,000
福利厚生費	2,221,000	0	2,221,000
賞与引当金繰入額	89,801,000	0	89,801,000
退職給付費用	53,263,000	9,097,000	62,360,000
賃金	10,312,000	0	10,312,000
報償費	67,050,000	527,000	67,577,000
旅費	4,734,000	0	4,734,000
交際費	120,000	0	120,000
消耗品費	49,348,000	473,000	49,821,000
燃料費	13,861,000	572,000	14,433,000
食糧費	1,819,000	0	1,819,000
印刷製本費	26,834,000	0	26,834,000
光熱水費	288,561,000	5,640,000	294,201,000
修繕費	53,994,000	7,419,000	61,413,000
医薬材料費	148,000	0	148,000
賄材料費	11,585,000	0	11,585,000
通信運搬費	18,207,000	0	18,207,000
広告料	4,325,000	0	4,325,000
手数料	57,836,000	2,615,000	60,451,000
筆耕翻訳料	230,000	0	230,000
保険料	6,668,000	0	6,668,000
委託料	735,987,000	0	735,987,000
使用料	92,894,000	0	92,894,000
原材料費	216,000	0	216,000
負担金	6,426,000	0	6,426,000
寄付金	500,000	26,000	526,000
公課費	2,721,000	0	2,721,000
見舞金	1,343,000	0	1,343,000
管理費	3,896,000	39,000	3,935,000
役員報酬	465,000	0	465,000
給料手当	1,120,000	29,000	1,149,000
法定福利費	230,000	0	230,000
福利厚生費	69,000	0	69,000
賞与引当金繰入額	90,000	0	90,000
退職給付費用	53,000	10,000	63,000
報償費	506,000	0	506,000
旅費	9,000	0	9,000
交際費	137,000	0	137,000
消耗品費	43,000	0	43,000

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
燃料費	10,000	0	10,000
食糧費	10,000	0	10,000
印刷製本費	116,000	0	116,000
修繕費	12,000	0	12,000
賄材料費	6,000	0	6,000
通信運搬費	25,000	0	25,000
手数料	325,000	0	325,000
保険料	12,000	0	12,000
使用料	261,000	0	261,000
負担金	352,000	0	352,000
公課費	45,000	0	45,000
経常費用計	2,933,774,000	54,804,000	2,988,578,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 39,110,000	0	△ 39,110,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 39,110,000	0	△ 39,110,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 39,110,000	0	△ 39,110,000
当期一般正味財産増減額	△ 39,110,000	0	△ 39,110,000
一般正味財産期首残高	112,633,503	0	112,633,503
一般正味財産期末残高	73,523,503	0	73,523,503
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	412,435,000	0	412,435,000
指定正味財産期末残高	412,435,000	0	412,435,000
III 正味財産期末残高	485,958,503	0	485,958,503

令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算の概要

【要旨】

事業受託収益等の増に伴い、経常収益計を54,804千円増額し2,949,468千円、経常収益増に伴う事業費等の増のため経常費用計を54,804千円増額し2,988,578千円に補正する。

(単位：千円)

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
<b>【一般正味財産増減の部：経常増減の部】</b>				
事業収益	116,524	26	116,550	・文化会館 歳末チャリティー寄付金の増26千円
受取補助金等	1,428,727	37,532	1,466,259	・総務課 令和6年人事院勧告に準じた給料月額及び賞与支給率の引上げに伴う増37,532千円
事業受託収益	1,159,018	17,246	1,176,264	・総合野外センター 光熱水費等に不足が生じるため指定管理料の増3,807千円 ・交流館 光熱水費等に不足が生じるため指定管理料の増12,571千円 ・体育施設 浄化槽修繕を行うため指定管理料の増868千円
<b>経常収益計</b>	<b>2,894,664</b>	<b>54,804</b>	<b>2,949,468</b>	
事業費	2,929,878	54,765	2,984,643	・事業費の増54,765千円(うち給料手当28,396千円、退職給付費用9,097千円、報償費527千円、消耗品費473千円、燃料費572千円、光熱水費5,640千円、修繕費7,419千円、手数料2,615千円、寄付金26千円)
管理費	3,896	39	3,935	・管理費の増39千円(うち給料手当29千円、退職給付費用10千円)
<b>経常費用計</b>	<b>2,933,774</b>	<b>54,804</b>	<b>2,988,578</b>	
一般正味財産期首残高	112,633	0	112,633	
一般正味財産期末残高	<b>73,523</b>	<b>0</b>	<b>73,523</b>	
<b>【指定正味財産増減の部】</b>				
指定正味財産期首残高	412,435	0	412,435	
指定正味財産期末残高	<b>412,435</b>	<b>0</b>	<b>412,435</b>	
<b>【正味財産期末残高】</b>				
正味財産期末残高	<b>485,958</b>	<b>0</b>	<b>485,958</b>	

令和6年度 議案第10号

**令和7年度公益財団法人豊田市文化振興財団事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについて**

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、定款第11条第1項の規定に基づき、令和7年度事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについて決議を得たいからである。



令和6年度 議案第11号

**令和7年度公益財団法人豊田市文化振興財団表彰について**

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、表彰規則第9条の規定に基づき、令和7年度公益財団法人豊田市文化振興財団表彰の承認を得たいからである。

令和7年3月7日

公益財団法人豊田市文化振興財団

理事長 豊田 彬子 様

公益財団法人豊田市文化振興財団

表彰審査会 委員長 高橋 秀治

令和7年度公益財団法人豊田市文化振興財団表彰審査結果について（答申）

このことについて、下記のとおり公益財団法人豊田市文化振興財団表彰審査会審査結果を答申いたします。

記

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和7年3月7日（金）午後2時30分       |
| 2 会場   | 豊田市民文化会館 展示室C・D          |
| 3 審査結果 | 令和7年度豊田市文化振興財団表彰答申一覧のとおり |
| 4 添付書類 | 表彰審査会委員名簿                |

令和6年度 議案第12号

**公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の一部を改正する規則について**

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、育児・介護休業法改正に伴う子の看護休暇の見直し及び所定外労働の制限の対象拡大等並びに刑法の一部改正に伴う刑の種類の変更のため、所要の改正を行いたいからである。

## 公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「満3歳未満」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。

第14条第1項中「満3歳未満」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。

第22条の表中

18 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間
---	---

を

18 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話を行うこと又はその子の入園式、入学式若しくは卒園式への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が二人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間
---	---

に改める。

第40条第3号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第40条第3号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の新旧対照表

新	旧								
<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第7条 理事長は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員であって、育児休業をしていないものが当該子を養育するために短時間勤務を請求した場合は、前条に定める勤務時間を短縮しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第14条 理事長は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員又は要介護状態にある家族の介護を行う職員が当該子を養育又は家族を介護するために請求した場合には、前条の規定にかかわらず時間外勤務をさせてはならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第22条 (略)</p>	<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第7条 理事長は、<u>満3歳未満</u> の子を養育する職員であって、育児休業をしていないものが当該子を養育するために短時間勤務を請求した場合は、前条に定める勤務時間を短縮しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第14条 理事長は、<u>満3歳未満</u> の子のある職員又は要介護状態にある家族の介護を行う職員が当該子を養育又は家族を介護するために請求した場合には、前条の規定にかかわらず時間外勤務をさせてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第22条 (略)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原因 (略)</th> <th style="text-align: center;">期 間 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18 <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子</u></td> <td>一の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が二人以上の場合には10日)の範囲内の期間</td> </tr> </tbody> </table>	原因 (略)	期 間 (略)	18 <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子</u>	一の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が二人以上の場合には10日)の範囲内の期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原因 (略)</th> <th style="text-align: center;">期 間 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18 <u>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うこと</u></td> <td>一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間</td> </tr> </tbody> </table>	原因 (略)	期 間 (略)	18 <u>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うこと</u>	一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間
原因 (略)	期 間 (略)								
18 <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子</u>	一の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が二人以上の場合には10日)の範囲内の期間								
原因 (略)	期 間 (略)								
18 <u>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うこと</u>	一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間								

<p>の世話若しくは感 染症に伴う学級閉 鎖等になった子の 世話を行うこと又 はその子の入園 式、入学式若しく は卒園式への参加 をすることをい う。)のため勤務 しないことが相当 であると認められ る場合</p>		<p>う。)のため勤務 しないことが相当 であると認められ る場合</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(懲戒) 第40条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 法律上の罪を犯し、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処 せられたとき。 (4) (略) (5) (略)</p>		<p>(懲戒) 第40条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) 法律上の罪を犯し、<u>禁固</u> 以上の刑に処 せられたとき。 (4) (略) (5) (略)</p>	

令和6年度 議案第13号

**公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則について**

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、豊田市からの「令和6年人事院勧告に準じた市協会公社等における給与見直し（3月市議会定例会への付議分）について」の通知に伴い、給料表の改定、扶養手当の見直し、通勤手当の上限額の引上げ、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大及び住宅手当の支給対象者の拡大を行うとともに、刑法の一部改正に伴い、期末手当を支給しないこととする要件に係る刑の種類を整理するほか、所要の改正を行いたいからである。



## 公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「受けている者」を「受けているもの」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「満15歳に達する日以後」を「満15歳に達する日後」に改め、「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

第22条第1項第1号中「55,000円」を「15万円」に改め、同項第3号中「55,000円」を「15万円」に改める。

第25条第1項中「勤務した場合又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間の時間」を「勤務をした場合又は午後10時から翌日の午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した場合に」を「勤務をした場合に」に改め、同条第2項中「、各号」を「、当該各号」に改める。

第30条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第43条の2中「、第29条」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

(単位:円)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1号給	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2号給	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3号給	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4号給	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5号給	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6号給	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7号給	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8号給	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9号給	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10号給	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11号給	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12号給	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13号給	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14号給	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15号給	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16号給	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17号給	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18号給	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19号給	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20号給	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21号給	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22号給	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23号給	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24号給	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25号給	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26号給	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27号給	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28号給	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29号給	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30号給	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31号給	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32号給	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33号給	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34号給	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35号給	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36号給	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37号給	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38号給	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39号給	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40号給	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41号給	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42号給	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43号給	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44号給	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45号給	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46号給	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47号給	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48号給	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49号給	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50号給	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51号給	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52号給	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53号給	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54号給	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55号給	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	

(単位：円)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56号給	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57号給	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58号給	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59号給	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60号給	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
	61号給	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62号給	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63号給	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64号給	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65号給	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66号給	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67号給	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68号給	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69号給	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70号給	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71号給	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72号給	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73号給	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74号給	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75号給	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76号給	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77号給	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78号給	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	79号給	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	80号給	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
	81号給	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	82号給	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	83号給	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	84号給	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	85号給	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	86号給	256,000	297,100	346,000				
	87号給	256,300	297,400	346,400				
	88号給	256,600	297,700	346,800				
	89号給	256,900	298,000	347,000				
	90号給	257,200	298,300	347,400				
	91号給	257,500	298,600	347,800				
	92号給	257,800	299,000	348,200				
	93号給	258,100	299,200	348,400				
	94号給		299,400	348,800				
	95号給		299,700	349,200				
	96号給		300,100	349,500				
	97号給		300,300	349,800				
	98号給		300,600	350,200				
	99号給		301,000	350,600				
	100号給		301,400	351,000				
	101号給		301,600	351,500				
	102号給		301,900	351,900				
	103号給		302,200	352,300				
	104号給		302,500	352,700				
	105号給		302,700	353,200				
	106号給		303,000	353,600				
	107号給		303,300	353,900				
	108号給		303,600	354,200				
	109号給		303,800	354,700				
	110号給		304,200					
	111号給		304,600					

(単位：円)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	112号給		304,900					
	113号給		305,100					
	114号給		305,300					
	115号給		305,600					
	116号給		306,000					
	117号給		306,200					
	118号給		306,400					
	119号給		306,700					
	120号給		307,000					
	121号給		307,400					
	122号給		307,600					
	123号給		307,900					
	124号給		308,200					
	125号給		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第30条第1項第2号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

### (号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則（以下「給与規則」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

### (令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 3 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与規則第20条の規定の適用については、同条第2項中「（5）前各号に定めるもののほか、心身に障がい有する者」とあるのは「（5）前各号に定めるもののほか、心身に障がい有する者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

### 附則別表（附則第2項関係）

#### 給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1

10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28

45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	

80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				



公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の新旧対照表

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項に規定する扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>[削る]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額を、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円</p> <p style="text-align: right;">とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</p> <p style="text-align: right;">にある子がいる場合</p> <p>における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1) 通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項に規定する扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者 をいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額を、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</p> <p style="text-align: right;">については1人につき</p> <p>6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合</p> <p>における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(1) 通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職</p>



<p>(期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第43条の2 第20条から第21条まで _____ 及び第34条から前条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>別表第1 (第10条関係) (省略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第43条の2 第20条から第21条まで、<u>第29条</u>及び第34条から前条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>別表第1 (第10条関係) (省略)</p>
--	--

令和6年度 議案第14号

**公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の一部を改正する規則について**

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、豊田市からの「令和6年人事院勧告に準じた市協会公社等における給与見直し（3月市議会定例会への付議分）について」の通知に伴い、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大及び住宅手当の支給対象者の拡大を行うとともに、刑法の一部改正に伴い、期末手当を支給しないこととする要件に係る刑の種類を整理するほか、所要の改正を行いたいからである。

## 公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則（平成26年3月20日議決）の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

### （10）住宅手当

第16条第1項中「勤務した場合又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間の時間」を「勤務をした場合又は午後10時から翌日の午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した場合に」を「勤務をした場合に」に改め、同条第2項中「、各号」を「、当該各号」に改める。

第17条の次に次の1条を加える

### （住宅手当）

第17条の2 再任用職員の住宅手当に関する規定は、給与規則第29条を準用する。

第18条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項第2号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の新旧対照表

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 住宅手当</p> <p>(11) 期末手当</p> <p>(12) 勤勉手当</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条 管理職員特別勤務手当は、第13条第1項の規定により管理職手当を受ける再任用職員が、豊田市災害対策本部が第1次非常配備体制以上の体制を取る時間帯において、業務命令により施設管理のため、再任用就業規則第8条に規定する休日若しくは勤務を要しない日(以下「休日等」という。)に勤務をした場合又は午後10時から翌日の午前5時までの間(休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に、当該職員に支給する。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(住宅手当)</p> <p>第17条の2 再任用職員の住宅手当に関する規定は、給与規則第29条を準用する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した再任用職員で、その退職し</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>[追加]</p> <p>(10) 期末手当</p> <p>(11) 勤勉手当</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条 管理職員特別勤務手当は、第13条第1項の規定により管理職手当を受ける再任用職員が、豊田市災害対策本部が第1次非常配備体制以上の体制を取る時間帯において、業務命令により施設管理のため、再任用就業規則第8条に規定する休日若しくは勤務を要しない日(以下「休日等」という。)に勤務した場合又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間の時間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該職員に支給する。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務時間の区分に応じ、各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>[追加]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した再任用職員で、その退職し</p>

<p>た日から当該支給日の前日までの間に拘 禁刑以上の刑に処せられた再任用職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>た日から当該支給日の前日までの間に禁 錮 以上の刑に処せられた再任用職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>
--	--

令和6年度 議案第15号

**公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の一部を改正  
する規則について**

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、豊田市からの「令和6年人事院勧告に準じた市協会公社等における給与見直し（3月市議会定例会への付議分）について」の通知に伴い、給料表の改定、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大及び住宅手当の支給対象者の拡大を行うとともに、刑法の一部改正に伴い、期末手当を支給しないこととする要件に係る刑の種類を整理するほか、所要の改正を行いたいからである。



## 公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則（平成30年3月23日議決）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「第21条」の次に「までの規定」を加える。

第21条第1項中「勤務した場合又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間の時間」を「勤務をした場合又は午後1.0時から翌日の午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した場合に」を「勤務をした場合に」に改め、同条第2項中「、各号」を「、当該各号」に改める。

第24条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第32条中「及び第23条の2」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

(単位:円)

職名	交流館主事 事務主事 (30H)	事務主事 (35H)	主任主事 指導主事 (30H)	交流館長 主任指導主事 (35H)
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1号給	142,100	165,200	178,100	239,600
2号給	142,900	166,100	179,200	240,500
3号給	143,800	167,200	180,400	241,400
4号給	144,700	168,200	181,500	242,300
5号給	145,500	169,200	182,700	243,200
6号給	146,900	170,700	183,900	244,100
7号給	148,100	172,200	185,000	245,000
8号給	149,300	173,600	186,200	245,900
9号給	150,600	175,100	187,400	246,900
10号給	151,900	176,600	188,400	247,800
11号給	153,100	178,000	189,500	248,700
12号給	154,400	179,500	190,600	249,700
13号給	155,600	180,900	191,500	250,600
14号給	156,900	182,400	192,500	251,700
15号給	158,200	184,000	193,400	252,900
16号給	159,600	185,500	194,300	254,000
17号給	160,600	186,700	195,200	255,200
18号給	161,800	188,100	196,000	256,300
19号給	163,000	189,500	196,900	257,400
20号給	164,200	190,900	197,700	258,500
21号給	165,400	192,200	198,500	259,500
22号給	166,600	193,700	199,300	260,600
23号給	167,800	195,100	200,100	261,800
24号給	169,100	196,600	200,800	262,900
25号給	170,300	198,000	201,600	264,100
26号給	171,600	199,500	202,300	265,000
27号給	172,600	200,700	203,000	265,900
28号給	173,700	201,900	203,700	266,900
29号給	174,700	203,000	204,300	267,900
30号給	175,500	204,000	204,900	269,000
31号給	176,400	205,000	205,500	270,000
32号給	177,200	206,000	206,200	271,100
33号給	178,100	207,000	206,700	272,100
34号給	178,900	208,000	207,300	273,300
35号給	179,800	209,000	207,900	274,500
36号給	180,600	210,000	208,500	275,700
37号給	181,500	211,000	209,000	276,800
38号給	182,200	211,900	209,700	278,000
39号給	183,000	212,800	210,300	279,200
40号給	183,700	213,600	210,800	280,400
41号給	184,400	214,400	211,400	281,500
42号給	185,100	215,200	212,000	282,700
43号給	185,700	215,900	212,600	283,900
44号給	186,300	216,600	213,100	284,900
45号給	186,900	217,300	213,700	285,700
46号給	187,400	217,800	214,200	286,900
47号給	187,800	218,300	214,800	288,000
48号給	188,300	218,900	215,300	289,200
49号給	188,700	219,400	215,800	290,300

(単位：円)

職名	交流館主事 事務主事 (30H)	事務主事 (35H)	主任主事 指導主事 (30H)	交流館長 主任指導主事 (35H)
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
50号給	189,200	220,000	216,400	291,500
51号給	189,700	220,500	216,900	292,600
52号給	190,100	221,000	217,500	293,600
53号給	190,500	221,400	217,900	294,800
54号給	190,800	221,800	218,500	295,800
55号給	191,000	222,000	218,900	296,800
56号給	191,200	222,300	219,500	297,800
57号給	191,500	222,600	219,900	298,400
58号給	191,700	222,800	220,500	299,200
59号給	191,900	223,100	221,000	299,900
60号給	192,200	223,400	221,500	300,600
61号給	192,400	223,700	222,000	301,300
62号給	192,600	223,900	222,500	301,700
63号給	192,900	224,200	223,000	302,200
64号給	193,100	224,500	223,400	302,900
65号給	193,300	224,700	223,700	303,600
66号給	193,500	225,000	224,200	304,200
67号給	193,800	225,300	224,600	304,800
68号給	194,000	225,500	225,100	305,400
69号給	194,200	225,800	225,400	305,800
70号給	194,500	226,100	225,800	306,400
71号給	194,700	226,400	226,300	306,800
72号給	194,900	226,600	226,800	307,400
73号給	195,200	226,900	227,100	307,600
74号給	195,400	227,200	227,500	308,100
75号給	195,600	227,400	227,800	308,500
76号給	195,900	227,700	228,100	308,800
77号給	196,100	228,000	228,200	309,200
78号給	196,300	228,200	228,500	309,600
79号給	196,600	228,500	228,600	310,100
80号給	196,800	228,800	228,900	310,500
81号給	197,000	229,100	229,000	310,800
82号給	197,300	229,300	229,200	311,200
83号給	197,500	229,600	229,400	311,500
84号給	197,700	229,900	229,500	311,900
85号給	198,000	230,100	229,800	312,200
86号給	198,200	230,400	230,000	312,500
87号給	198,400	230,700	230,200	312,900
88号給	198,700	230,900	230,500	313,200
89号給	198,900	231,200	230,700	313,400
90号給	199,100	231,500	230,900	313,800
91号給	199,400	231,800	231,200	314,100
92号給	199,600	232,000	231,500	314,500
93号給	199,800	232,300	231,600	314,700
94号給			231,800	315,000
95号給			232,000	315,400
96号給			232,300	315,700
97号給			232,500	315,900
98号給			232,700	316,300
99号給			233,000	316,700

(単位：円)

職名	交流館主事 事務主事 (30H)	事務主事 (35H)	主任主事 指導主事 (30H)	交流館長 主任指導主事 (35H)
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
100号給			233,300	317,000
101号給			233,500	317,500
102号給			233,700	317,800
103号給			234,000	318,200
104号給			234,200	318,600
105号給			234,300	319,000
106号給			234,600	319,400
107号給			234,800	319,700
108号給			235,000	319,900
109号給			235,200	320,400
110号給			235,500	
111号給			235,800	
112号給			236,100	
113号給			236,200	
114号給			236,400	
115号給			236,600	
116号給			236,900	
117号給			237,100	
118号給			237,200	
119号給			237,400	
120号給			237,700	
121号給			238,000	
122号給			238,100	
123号給			238,400	
124号給			238,600	
125号給			238,800	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項第2号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則別表第1の給料表の適用を受けていた特定業務職員であって同日においてその者が属していた職名が附則別表に掲げられている職名であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職名及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

附則別表（附則第2項関係）

給料表の適用を受ける特定業務職員の新号給

旧号給	職名	旧号給	職名	旧号給	職名	旧号給	職名
	交流館長 主任指導 主事 (35H)		交流館長 主任指導 主事 (35H)		交流館長 主任指導 主事 (35H)		交流館長 主任指導 主事 (35H)
1	1	30	26	59	55	88	84
2	1	31	27	60	56	89	85
3	1	32	28	61	57	90	86
4	1	33	29	62	58	91	87
5	1	34	30	63	59	92	88
6	2	35	31	64	60	93	89
7	3	36	32	65	61	94	90
8	4	37	33	66	62	95	91
9	5	38	34	67	63	96	92
10	6	39	35	68	64	97	93
11	7	40	36	69	65	98	94
12	8	41	37	70	66	99	95
13	9	42	38	71	67	100	96
14	10	43	39	72	68	101	97
15	11	44	40	73	69	102	98

16	12	45	41	74	70	103	99
17	13	46	42	75	71	104	100
18	14	47	43	76	72	105	101
19	15	48	44	77	73	106	102
20	16	49	45	78	74	107	103
21	17	50	46	79	75	108	104
22	18	51	47	80	76	109	105
23	19	52	48	81	77	110	106
24	20	53	49	82	78	111	107
25	21	54	50	83	79	112	108
26	22	55	51	84	80	113	109
27	23	56	52	85	81		
28	24	57	53	86	82		
29	25	58	54	87	83		

公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の新旧対照表

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第18条の2 特定業務職員の扶養手当に関する規定は、給与規則第20条から第21条までの規定を準用する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第21条 管理職員特別勤務手当は、所長、交流館長及び主任指導主事が、豊田市災害対策本部が第1次非常配備体制以上の体制を取る時間帯において、業務命令により施設管理のため、特定就業規則第19条及び第20条に規定する日（以下「休日等」という。）に勤務をした場合又は午後10時から翌日の午前5時までの間（休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に、当該特定業務職員に支給する。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した特定業務職員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた特定業務職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第18条の2 特定業務職員の扶養手当に関する規定は、給与規則第20条から第21条を準用する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第21条 管理職員特別勤務手当は、所長、交流館長及び主任指導主事が、豊田市災害対策本部が第1次非常配備体制以上の体制を取る時間帯において、業務命令により施設管理のため、特定就業規則第19条及び第20条に規定する日（以下「休日等」という。）に勤務した場合又は休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間の時間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該特定業務職員に支給する。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務時間の区分に応じ、各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した特定業務職員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた特定業務職員</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>





令和6年度 議案第16号

**公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則の一部を改正する規則について**

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、豊田市からの「豊田市職員旅費条例等の改正について」の通知に伴い、情勢に的確に対応するため、旅費は実費弁償を目的とするものであることを明記するとともに、旅費の種目及び内容等を見直し、現に支払った金額を上限として支給する旨の規定を整備するほか、所要の改正を行いたいからである。

## 公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「、必要な事項を記載し、これを」を「必要な事項の記載又は記録をし、当該事項を」に、「提示しなければならない」を「通知してしなければならない」に改める。

第4条の見出し中「種類」を「種目及び内容」に改め、同条中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条に次の7項を加える。

- 2 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用について支給する。
- 3 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用について支給する。
- 4 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用について支給する。
- 5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用について支給する。
- 6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用について支給する。
- 7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について支給する。
- 8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について支給する。

第5条から第11条までを次のように改める。

（旅費の計算）

第5条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条第1項に規定する種目に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

（鉄道賃）

第7条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第10条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号八に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第11条 宿泊費の額は、別表に定める額（以下この項及び次条において「宿泊費基

準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、理事長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宿泊に要する費用の額を支給する。

- (1) 主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

2 宿泊費は、船舶及び航空機を利用する移動については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

第14条を削り、第15条を第20条とする。

第13条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「職員」を「職員等」に改め、「(以下「自家用車」という。)」を削り、同項第3号中「宿泊料及び食卓料」を「第11条に規定する額の範囲内において、実費」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の4条を加える。

(公用車等を利用した場合)

第16条 公用車を利用して旅行した場合は、鉄道賃又はその他の交通費を支給しない。

2 前条第1項第2号の規定は、職員等の所有する自動車を利用して市外へ旅行した場合の旅費について準用する。

(旅費の支給額の上限)

第17条 船賃、航空賃、その他の交通費(第10条第1号に掲げる費用及び同号に付随する費用を除く。)、宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第5条並びに第8条、第9条、第10条(第1号を除く。)、第11条及び第12条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(通勤手当等との調整)

第18条 旅行者が通勤手当又はこれに相当する給与(以下この条において「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合で、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれているときは、その重複する区間に係る旅費は、支給しないものとする。

(旅費の返納)

第19条 理事長は、旅行者がこの規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、理事長は、前項に規定する返納に代えて、当該理事長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。第12条中「前9条、10条及び11条」を「前各条」に改め、同条を第14条と

し、第11条の次に次の2条を加える。

(包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第13条 宿泊手当の額は、別表の定額とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費及び包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、別表のとおりとする。ただし、この規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空費又はその他の交通費(包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

別表を次のように改める。

別表(第11条、第13条関係)

宿泊費基準額及び宿泊手当の額

区分	宿泊費基準額(1夜につき)		宿泊手当 (1夜につき)
	(1) 役員及び評議員	(2) (1)以外の職務にある者	
北海道	円 18,000	円 13,000	円 2,400
青森県	15,000	11,000	
岩手県	13,000	9,000	
宮城県	14,000	10,000	
秋田県	15,000	11,000	
山形県	14,000	10,000	
福島県	11,000	8,000	
茨城県	15,000	11,000	

栃木県	14,000	10,000
群馬県	14,000	10,000
埼玉県	27,000	19,000
千葉県	24,000	17,000
東京都	27,000	19,000
神奈川県	22,000	16,000
新潟県	22,000	16,000
富山県	15,000	11,000
石川県	13,000	9,000
福井県	14,000	10,000
山梨県	17,000	12,000
長野県	15,000	11,000
岐阜県	18,000	13,000
静岡県	13,000	9,000
愛知県	15,000	11,000
三重県	13,000	9,000
滋賀県	15,000	11,000
京都府	27,000	19,000
大阪府	18,000	13,000
兵庫県	17,000	12,000
奈良県	15,000	11,000
和歌山県	15,000	11,000
鳥取県	11,000	8,000
島根県	13,000	9,000
岡山県	14,000	10,000
広島県	18,000	13,000
山口県	11,000	8,000
徳島県	14,000	10,000
香川県	21,000	15,000
愛媛県	14,000	10,000
高知県	15,000	11,000

福岡県	25,000	18,000
佐賀県	15,000	11,000
長崎県	15,000	11,000
熊本県	20,000	14,000
大分県	15,000	11,000
宮崎県	17,000	12,000
鹿児島県	17,000	12,000
沖縄県	15,000	11,000

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則第11条、第13条及び別表の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則の新旧対照表

新	旧
<p>(旅行命令等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 理事長は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令票又は旅行依頼票に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。</p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 理事長は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令票又は旅行依頼票に当該旅行に関し、必要な事項を記載し、これを 当該旅行者に提示しなければならない。</p>
<p>(旅費の種目及び内容)</p> <p>第4条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。</p> <p>2 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用について支給する。</p> <p>3 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用について支給する。</p> <p>4 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用について支給する。</p> <p>5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用について支給する。</p> <p>6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用について支給する。</p> <p>7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一対の対価として支払われる費用について支給する。</p> <p>8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について支給する。</p>	<p>(旅費の種類)</p> <p>第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とする。</p>
<p>(旅費の計算)</p> <p>第5条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものであり、前条第1項に規定する種目に基づき、最も経済的な通常の経路及</p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第5条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する普通旅客運賃、特別急行料金又は急行料金、座席指定料金によるものとする。</p>



び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、

- (1) 乗車に要する普通旅客運賃
- (2) 特別急行列車又は急行列車を運行する路線による片道100キロメートル以上の旅行をする場合には、特別急行料金又は急行料金

- (3) 急行列車を運行する路線による片道100キロメートル以上の旅行をする場合には、座席指定料金

(船賃)

第6条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、寝台料金及び座席指定料金によるものとする。

- (1) 運賃に等級が設けられている船舶による旅行の場合には、役員及び評議員は上級の運賃、その他の職にある者は上級の運賃に次ぐ等級の運賃

- (2) 運賃に等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

- (3) 業務上の必要により寝台料金を必要とする場合には、寝台料金

- (4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第7条 航空賃の額は、現に支払う旅客運賃によるものとする。

運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第10条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を

(車賃)

第8条 車賃の額は、乗合自動車又は軌道が運行している路線においてはその旅客運賃とし、その他の場合においては実費額によるものとする。

(宿泊料)

第9条 宿泊料の額は、別表の範囲内において実費を支給する。

(食卓料)

第10条 食卓料の額は、別表の定額によるものとする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合に限り支給する。

行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号八に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用(宿泊費)

第11条 宿泊費の額は、別表に定める額(以下この項及び次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、理事長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宿泊に要する費用の額を支給する。

(1) 主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

2 宿泊費は、船舶及び航空機を利用する移動については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計

(旅行雑費)

第11条 旅行雑費の額は、別表の定額によるものとする。

2 旅行雑費は、県外旅行において交通機関を利用する場合に限り支給する。この場合において、交通機関を利用しない日があるときは、当該日数を旅行中の日数から控除するものとする。

[追加]

額とする。

(宿泊手当)

第13条 宿泊手当の額は、別表の定額とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費及び包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、別表のとおりとする。ただし、この規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空費又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

(随員職員の旅費)

第14条 役員及び評議員に随員する場合、前各条の規定にかかわらず、その職務と同額の旅費を支給する。

(市内旅行等の旅費)

第15条 市内及びみよし市内における旅行（以下「市内旅行等」という。）の旅費は、次に定めるところによるものとする。

(1) (略)

[追加]

(随員職員の旅費)

第12条 役員及び評議員に随員する場合は、前9条、10条及び11条の規定にかかわらず、その職務と同額の旅費を支給する。

(市内旅行等の旅費)

第13条 市内及びみよし市内における旅行（以下「市内旅行等」という。）の旅費は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) (略)

(2) 行程が2キロメートル以上にわたる場合において、職員等の所有する自動車 を利用したときは、1キロメートル（1キロメートル未満の端数は切り捨てる。）につき30円を支給する。ただし、同乗者については、この限りでない。

(3) 業務上の必要により、宿泊する場合においては、第11条に規定する額の範囲内において、実費を支給する。

2 (略)  
[削る]

(公用車等を利用した場合)

第16条 公用車を利用して旅行した場合  
は、鉄道賃又はその他の交通費を支給しない。

2 前条第1項第2号の規定は、職員等の所有する自動車を利用して市外へ旅行した場合の旅費について準用する。

(旅費の支給額の上限)

第17条 船賃、航空賃、その他の交通費  
(第10条第1号に掲げる費用及び同号に付随する費用を除く。)、宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第5条並びに第8条、第9条、第10条(第1号を除く。)、第11条及び第12条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(通勤手当等との調整)

第18条 旅行者が通勤手当又はこれに相当する給与(以下この条において「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合

(2) 行程が2キロメートル以上にわたる場合において、職員の所有する自動車(以下「自家用車」という。)を利用したときは、1キロメートル（1キロメートル未満の端数は切り捨てる。）につき30円を支給する。ただし、同乗者については、この限りでない。

(3) 業務上の必要により、宿泊する場合においては、宿泊料及び食卓料を支給する。

2 (略)  
(自家用車による市外旅費)

第14条 自家用車を利用して市外へ旅行した場合の旅費についての規定は前条第1項第2号の規定を準用するものとする。

[追加]

[追加]

[追加]

<p>で、<u>旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれているときは、その重複する区間に係る旅費は、支給しないものとする。</u></p> <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第19条 理事長は、旅行者がこの規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、理事長は、前項に規定する返納に代えて、当該理事長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p>別表（第11条、第13条関係）（省略）</p>	<p>[追加]</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p>別表（第9条～第11条関係）（省略）</p>
---	---

令和6年度 議案第17号

## 重要な職員の選任及び解任について

上記の議案を提出する。

令和7年3月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団  
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、定款第38条第2項第3号の規定に基づき、重要な職員の選任及び解任について、承認を得たいからである。